

高崎支部員各位

2019.7.12

高崎事務局長 倉本忠

(kendo.takasaki.kuramoto@mx4.ttcn.ne.jp)

群馬ねんりんピック 2019 の案内

題記の案内が高崎市よりありました。

参加希望者は氏名（フリガナ）、生年月日、住所、電話番号を記入してメールで倉本までお願いします。

尚、支部メ切は 7/27（土）とします。

記

日時：10月24日（水）9:00～

場所：ぐんま武道館

参加資格：昭和36年4月1日以前に生まれた人

尚、要項は支部WEBサイト参照のこと

以上

第36回県民スポーツ祭
ぐんまねりんピック2019開催要綱

- 1 趣 旨 スポーツや文化活動を通じて、高齢者の健康の保持増進と交流を図り、県民総スポーツの輪を広げるとともに、生きがいづくりを進め、ふれあいと活力ある長寿社会づくりを推進する。
- 2 主 催 群馬県、(公財)群馬県長寿社会づくり財団、(公財)群馬県スポーツ協会
- 3 主 管 群馬県ゲートボール協会、群馬県卓球協会、群馬県テニス協会、群馬県ソフトテニス連盟、群馬県ソフトボール協会、群馬県剣道連盟、群馬県弓道連盟、群馬県グラウンド・ゴルフ協会、(一財)群馬陸上競技協会、群馬県水泳連盟、群馬県ソフトバレーボール連盟、群馬県ペタンク協会、群馬県なぎなた連盟、群馬県武術太極拳連盟、日本棋院群馬県支部連合会、日本将棋連盟群馬県支部連合会、群馬県麻雀業組合連合会
- 4 後 援 群馬県議会、群馬県市長会、群馬県町村会、(一財)群馬県老人クラブ連合会、(社福)群馬県社会福祉協議会、NHK前橋放送局、上毛新聞社、群馬テレビ、FM GUNMA
- 5 協 力 群馬県立ふれあいスポーツプラザ、日本赤十字社群馬県支部
- 6 協 賛 群馬ヤクルト販売株式会社
- 7 期 日 令和元年10月24日(木) (小雨決行)
・開会式 午前9時00分(集合時間:午前8時30分)
ALSOKぐんま総合スポーツセンター
ALSOKぐんまアリーナ
・競技開始 午前10時00分
・表彰式 各会場種目別に実施
・予備日 10月30日(水)
※荒天時の予備日実施種目
ゲートボール、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、グラウンドゴルフ、ペタンク、マラソン
- 8 会 場 ALSOKぐんま総合スポーツセンター(前橋市関根町)
群馬県立ふれあいスポーツプラザ(伊勢崎市下触町)
前橋市設ゲートボール場 幸始園(前橋市総社町)
前橋市桃ノ木川グラウンド(前橋市東片貝町)
- 9 種 目 (17種目) ゲートボール、卓球、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、剣道、弓道、グラウンド・ゴルフ、マラソン(5、10km)、水泳、ソフトバレーボール、ペタンク、なぎなた、太極拳、囲碁、将棋、健康マーチャン
- 10 参加資格 県内在住の昭和36年4月1日以前に生まれた人で、大会参加に支障のない人。
ただし、なぎなた及びソフトバレーボールは、昭和44年4月1日以前に生まれた人とする。

剣道競技実施要項

- 1 期 日 令和元年10月24日(木)
 - (1) 開会式 9:00～ ALSOKぐんま総合スポーツセンター
ぐんまアリーナ
 - (2) 競技開始 10:00～
 - (3) 表彰式 14:00～(予定) 競技終了後
- 2 会 場 ALSOKぐんま総合スポーツセンター ぐんま武道館 第2道場
- 3 チーム編成 (100名) 個人とする。各福祉事務所単位の制限はない。
参加定員は100名とする。
ただし、定員を超えた場合は抽選とする。
- 4 競技規則 (一財) 全日本剣道連盟「剣道試合・審判規則並びに細則」による。
- 5 競技方法
 - (1) 試合は、個人戦とし、ブロック制リーグ戦とする。
 - (2) 試合時間は、4分間、3本勝負。2分の延長で勝敗の決するまで行う。
但し、リーグ戦の優勝・準優勝が決定後の試合で時間内に勝負が決しない場合、延長戦は行わない。
 - (3) 審判員は、群馬県剣道連盟審判員とする。
- 6 大会規定 参加者は県内在住の昭和36年4月1日以前に生まれた人で、大会参加に支障のない人とする。
- 7 表 彰 ブロックごとに優勝・準優勝の選手に賞状を贈る。
- 8 そ の 他
 - (1) 競技中の事故等については、主催者は応急処置のみ行う、その後の処置については各自で行うものとする。
 - (2) 大会当日の健康管理には十分留意し、異常を感じたときには速やかに自ら棄権を申し出て、絶対に無理をしないこと。
 - (3) 開会式には、必ず出席すること。
 - (4) 個人情報、主催者による連絡文書の送付、プログラムの作成等事業運営に必要な範囲内でのみ使用する。また、法律に基づく場合を除き、許可なく第三者(本業務を委託する団体・業者・報道機関を除く)に開示することはない。
 - (5) 本大会の様子を写真撮影する。撮影した写真は、当財団情報誌「ときめき群馬」・「ときめき」・ホームページ・ツイッターへの掲載、各新聞社への情報提供等に使用し、その後は活動記録として当財団内で保管する事等を目的に撮影する。
 - (6) 昼食は必要な場合は各自ご用意ください。